# IFT ジャパンセクション会則

## 第１章　　名称・目的・所在地

第1条　この組織は、ＩＦＴジャパンセクション（以下、本会と省略する）と称する。

第2条　本会は、食品科学および技術の進歩と発展に寄与し、会員相互の緊密な連絡を図り、ＩＦＴの諸目的を達成することを目的とする。

第3条　本会は、前条の目的達成のために、次の事業を行う。

（１）食品化学および技術に関する学術講演会、見学会、親睦会などの開催。

（２）その他、本会の目的達成に必要な事業。

第4条　本会の事務局の所在地は別に定める。

## 第２章　　会員・準会員・賛助会員および名誉会員

第１条　会員

会員は、ＩＦＴ会員(ＩＦＴ規約による Professional　Member および　Member)であって、運営委員会により認められ、本会の趣旨に賛同し、原則として日本に居住あるいは勤務している者とする。

第２条　準会員

ＩＦＴ会員以外で、本会の主旨に賛同し、運営委員会の承認を得たものを準会員とする。この準会員数はＩＦＴ規約により、本会会員数の２５％を超えないものとする。

第３条　賛助会員

本会の趣旨に賛同し、会の発展に協賛する法人を賛助会員とする。

第４条　名誉会員

本会の特に功績のあった者であって、総会で推薦された者を名誉会員とする。

第５条　退会を希望する会員（準会員、賛助会員を含む）は、その旨を本会に届けでなければならない。

第６条　会費を 3 年以上未納の会員は、運営委員会に諮り、承認をえて除名することができる。

## 第3章　　役員・顧問

第１条　本会に次の役員をおく。

| | |
|---|---|
| 会　　長 | 1 名 |
| 次 期 会 長 | 1 名 |
| 前　　会 長 | 1 名 |
| 事 務 局 長 | 1 名 |
| 評　議　員 | 20 名内外 |
| 監　　事 | 2 名 |

第２条　本会は顧問をおくことができる。顧問は運営委員会の議を経て、会長がこれを委嘱する。

第３条　会長、次期会長、事務局長、評議委員および監事は、ＩＦＴ　Professional Member　の中より選出するものとする。

第４条　会長は会務を処理し、本会を代表する。

次期会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、会長の職務を代行する。

前会長は、会長を補佐する。

事務局長は、総会および運営委員会の議事録を保管し、本会の会計および事務を担当する。

評議委員は、運営委員会のメンバーとして会長を補佐する。

監事は、会計および会務を監査する。

顧問は、運営委員会に出席し、審議に参加する。

第５条　会長・次期会長・事務局長・評議員・監事・顧問は運営委員会で推薦し総会の承認をうる。

第６条　会長の任期は１年とする。（9 月 1 日から 8 月 31 日）但し、再任（2 期まで）を妨げない。

第７条　役員の任期は１年とする。（9 月 1 日から 8 月 31 日）但し、重任を妨げない。

第８条　本部評議委員（ＩＦＴ　Councilor）若干名は、本会の役員または元役員の中から、運営委員会が推薦し総会の承認をうける。

第９条　日本国際食品化学・工学連盟理事若干名は本会の役員または元役員の中から運営委員会が推薦し、会長が委嘱する。

## 第4章　幹　事

第１条　本会に幹事若干名を置くことができる。

第２条　幹事は会長が推薦し運営委員会の承認をうける。

第３条　幹事は事務局長を補佐する。

## 第5章　会　費

第１条　国内会費は運営委員会が立案し､総会で定める。

第２条　国内会費は年間 2000 円とする。

第３条　賛助会費は１口１万円とする。

第４条　国内役員は国内会費を納入することとする。

## 第6章　運営委員会

第１条　運営委員会は、本会全体の運営に当たる。

第２条　当委員会は、本会の役員および顧問、本部評議員より構成される。

第３条　　幹事は運営委員会に出席し、議事の記録作成にあたる。

## 第7章　　会　　議

第１条　　会議は、総会および運営委員会とする。

第２条　　総会は、毎年１回開催し、本会の事業ならびに予算、決算の審議を行う。

第３条　　運営委員会は、本会の事業達成のため、随時会長が召集する。

第４条　　会議の司会は会長が務め、決議は多数決による。

## 第8章　　会　　計

本会の会計年度は、毎年 9 月 1 日より始まり、翌年 8 月 31 日に終わる。

## 第9章　　サブ・セクション

第１条　　本会にサブ・セクションをおくことができる。

第２条　　サブ・セクションの会則は別に定める。

## 第10章　　付　　則

第１条　　本会の会則を改正するには、運営委員会が立案し、総会の決議を経て決定する。

第２条　　本会則は、昭和 43 年 10 月 18 日より発効する。

第３条　　・昭和 50 年 1 月 19 日　　一部改正
・昭和 51 年 6 月 14 日　　一部改正
・昭和 63 年 7 月　6 日　　一部改正
・平成元年 7 月　18 日　　一部改正
・平成 2 年 7 月　13 日　　一部改正
・平成 3 年 7 月　11 日　　一部改正
・平成 4 年 7 月　10 日　　一部改正
・平成 21 年 10 月 1 日　　一部改正